

学校いじめ防止基本計画

秋田県立大館工業高等学校

大館工業高等学校（以下、当校とする）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

いじめの防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【いじめの態様】

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、陰口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、メール等で誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

【いじめ防止等のための対策の基本理念】

当校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめは法的にも禁止されている人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) 全職員が組織的にいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速に対処し、さらにいじめの再発防止に全力で取り組む。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

いじめ防止等の対策のための組織

当校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

【校内委員会】

委員長 校長

委員 教頭、生徒指導主事、教育相談部主任、科長、学年主任、養護教諭

なお、必要に応じて関係クラス・部活動等担当教員等を参集する場合がある。

【校内委員会の役割】

(1) 相談体制の拡充

- いじめに関する事象が発見された場合はすみやかに管理職に報告する。（いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒の安全を確保すること）

すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告をする義務がある。

校長は生徒指導主事・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。

臨時校内委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応（保護者には必ず直接会って対応等説明する）等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。なお委員長は必要に応じて高校教育課に状況を伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。

○ 窓口の整備

深刻な事案に迅速に対応できるよういじめの情報を得た職員は直ちに学級担任、生徒指導主事に連絡し、生徒指導主事は概要を管理職に報告する。

○ スクールカウンセラーの配置

校内委員会はスクールカウンセラーを配置し、解決困難な問題を支援する。

(2) 実態把握の改善

いじめに関するアンケート調査を適切な時期（6・11月頃）に実施する。（教育相談部）

(3) 教職員の取組支援

- いじめ対策に関する指導資料の活用
いじめの防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。(教育相談部)
- 教職員研修の実施
いじめ防止にかかわる研修を実施する。(研修部)
- インターネットを通じて行われるいじめの防止
携帯・インターネット問題の講習会(生徒向け・職員向け)等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。(生徒指導部・研修部)

いじめの防止等に関する措置

【いじめの防止】

当校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通して規範意識や適切な集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

【いじめの早期発見】

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、個別面談等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、ネット巡視等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等)
- (4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(地域生研、行政等の関係機関との情報共有等)

【いじめの早期解消】

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

【いじめに対する措置】

いじめに係わる情報を得た場合、速やかに担任・学年主任・学年生徒指導担当・養護教諭等で、正確な実態把握を行う。いじめの事実が確認された場合、委員長を中心に指導体制と方針を決定し、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導、保護者への助言を継続的に行う。迅速な対応のため、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでは、何よりも優先して行うものとする。当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年・学校全体の問題としてとらえ、周りの生徒に対していじめは絶対許さないという姿勢を示すとともに、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

【重大事態への対処】

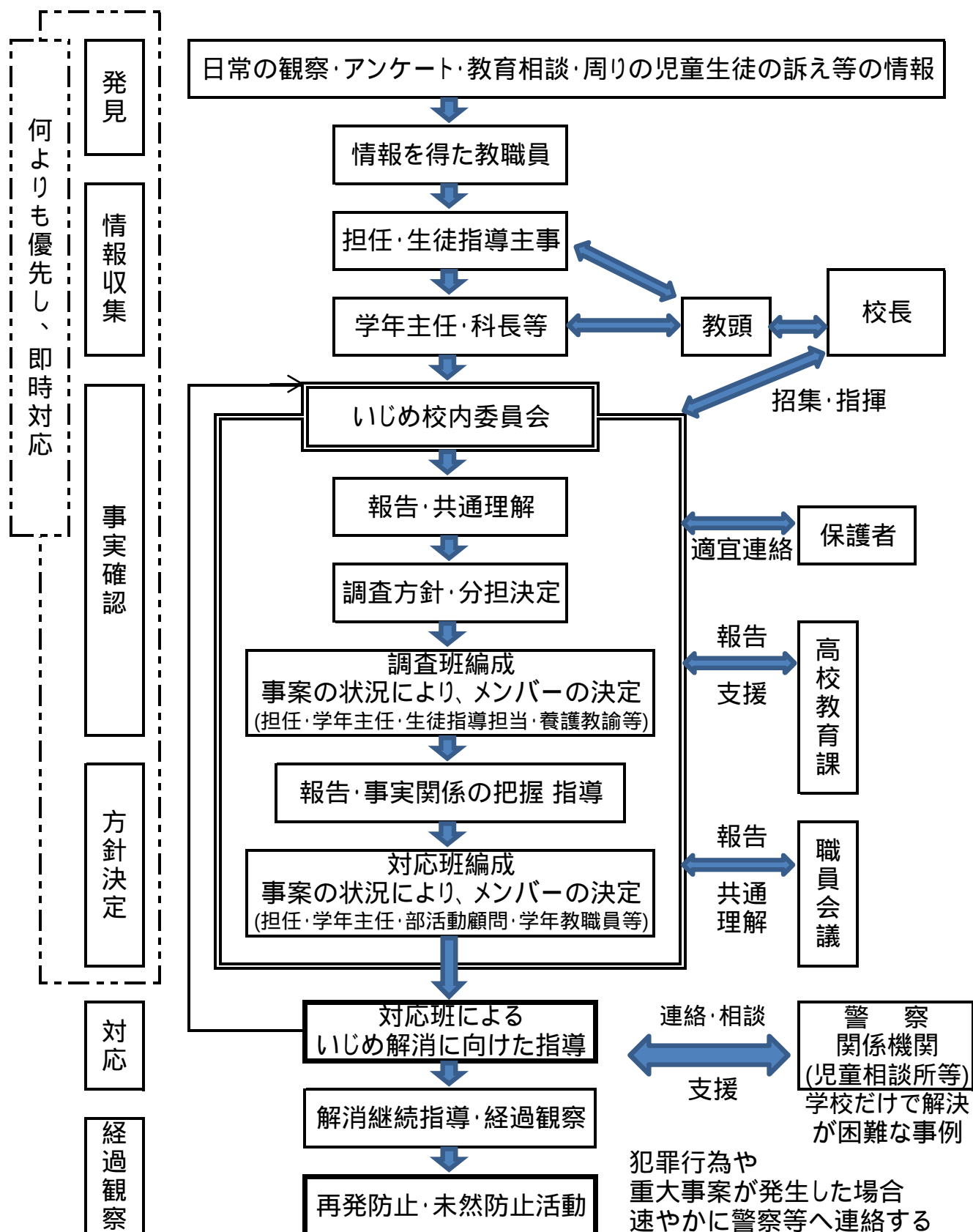
重大事態とは、次に掲げる ① の場合をいう。

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合、高校教育課に報告、必要があれば警察等へ連絡する。質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための公平性・中立性のある調査を行う。そして、調査結果をふまえた必要な措置をとり、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供する。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側に意識がずれている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応すること

生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ・管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる
- ・事案によってはマスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応にあたる
- ・学年又は全ての保護者に説明する是非を判断し、文書配布又は保護者会を実施する